

の所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。

(45) の 14 条例第 14 条第 3 項第 13 号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

(45) の 15 条例第 14 条第 3 項第 13 号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(45) の 16 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。

(45) の 17 法令又は条例の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

第 14 条中「第 24 条第 3 項、第 26 条第 3 項及び第 27 条第 4 項」を「第 22 条第 2 項、第 26 条第 3 項、第 28 条第 3 項及び第 41 条第 4 項」に改め、同条を第 30 条とする。

第 13 条の 2 第 1 項中「第 20 条第 4 項」を「第 14 条第 4 項」に、「第 22 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 20 条第 4 項」を「第 14 条第 4 項」に、「第 20 条第 5 項」を「第 14 条第 5 項」に、「第 22 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改め、同条を第 25 条とし、同条の次に次の 4 条を加える。

(風景地保護協定の基準)

第 26 条 条例第 29 条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていること。

(2) 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下この号において「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んでいないこと。

(3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならないこと。

(4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものであること。

(5) 風景地保護協定の有効期間は、5 年以上 20 年以下であること。

(6) 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものではないこと。

(7) 風景地保護協定は、関係法令又は条例及び関係法令又は条例に基づく計画と整合性のとれたものであること。

(8) 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令又は条例の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものであること。

(風景地保護協定の公告)

第 27 条 条例第 30 条第 1 項及び第 2 項（条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

(1) 風景地保護協定の名称

(2) 風景地保護協定区域

(3) 風景地保護協定の有効期間

(4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

(5) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

(6) 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結の公告)

第 28 条 前条の規定は、条例第 32 条（条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第 29 条 条例第 35 条第 1 項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

(1) 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。

(2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第 36 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

(3) 十分な活動実績を有していることその他条例第 36 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

(4) 営利を目的としないことその他条例第 36 条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第 13 条中「第 22 条第 7 項第 2 号」を「第 24 条第 7 項第 3 号」に改め、同条を第 24 条とする。

第 12 条中「第 22 条第 1 項第 1 号」を「第 24 条第 1 項第 1 号」に改め、同条を第 23 条とする。

第 11 条中「第 22 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改め、同条を第 22 条とする。